

(入会)

第6条 小学校の4～6年生、及び中学1年生～3年生、高校1年生～3年生までは、本人及び保護者の承諾と**スポーツ安全保険に加入し**、入会申込書を提出した上で入会を許可するものとする。体験入会を認めることとするが、スポーツ安全保険未加入のため自己責任とする。

(会費)

第7条 本クラブの会費は、次のとおりとする。

- 1 年会費(保険料、事務手数料、Tシャツ代を含む)として5,000円を徴収する。
- 2 年会費は、4月1日から翌年3月31日まで分とする。
- 3 練習参加費(競技場使用料を含む)は、別表のとおり徴収する。
- 4 **会計報告は、監事による監査を経た上で、総会にて承認を得なければならない。**

(退会)

第8条 会員が退会する場合は、理由を付して代表に申し出ること。

(除名)

第9条 本クラブの名誉を傷つけ、または本クラブの目的や規約に違反する行為があった場合、臨時総会または役員会の承認を経て、代表が除名することができる。

(任務)

第10条 指導者の任務は、次のとおりとする。

- 1 ボランティアの精神をもち、快く会員の指導に当たることのできる人をお願いするものとする。
- 2 適切な練習メニューを提供し、目的が達成できるようなアドバイスを行うものとする。
- 3 **指導者は、いかなる場合も体罰、暴言、ハラスメント等の不適切な指導を行ってはならない。**

第11条 保護者の任務は、次のとおりとする。

- 1 ボランティアの精神をもち、本クラブの活動に対して努めてサポートを行うものとする。
- 2 親睦を図る事業の時には、企画・運営のサポートを行うものとする。

第4章 役員

(役員)

第12条 本クラブに次の役員を置く。

- 1 代表 1名
- 2 副代表 2名以内
- 3 会計 **1名以上3名以内**
- 4 事務局員 1名以上3名以内
- 5 **監事 2名(保護者の方が望ましい)**

(役員を選任)

第13条 役員は総会で選任する。

(役員の職務)

第14条

- 1 代表は、本クラブの業務を総括し、本クラブを代表する。
- 2 副代表は、常に代表を補佐し、代表に事故あるとき、または欠けたとき副代表が代理し、その職務を行う。
- 3 会計は、他の役員と連携を取り、本クラブの運営に必要な会計書類の整理をし、財務・経理